

新 旧 対 照 表

新	旧
<p style="text-align: center;">輸出手形保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00029</p> <p style="text-align: center;">沿革 平成13年9月21日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成14年2月1日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成14年10月25日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成15年3月12日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成16年4月1日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成16年4月16日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成16年9月28日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成17年3月29日 一部改正</p> <p style="text-align: center;"><u>平成17年9月 日 一部改正</u></p> <p>第1～12条（略）</p> <p>（保険金の支払の請求）</p> <p>第13条 銀行は、約款第19条の規定に基づき保険金の支払を請求しようとするときは、別紙様式第13による輸出手形保険保険金請求書、別紙様式第14による保険金請求書添付書類一覧表、これに基づく添付書類及び別紙様式第15による経過概要説明書（<u>請求する保険金の額が300万円以下の場合にあっては、別紙様式第16による輸出手形保険保険金請求経緯書</u>）を本店等に提出するものとする。</p> <p>（保険金請求権の消滅時効の中断申請）</p> <p>第14条 銀行は、保険金請求権の消滅時効を中断しようとする場合には、<u>別紙様式第17</u>による輸出手形保険時効中断承認申請書を本店等に提出するものとする。</p> <p>（満期前の請求）</p> <p>第15条 銀行は、約款第21条の規定に基づき日本貿易保険の確認を求めるときは、<u>別紙様式第18</u>による輸出手形保険損失発生確認申請書に約款第4条に規定する</p>	<p style="text-align: center;">輸出手形保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00029</p> <p style="text-align: center;">沿革 平成13年9月21日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成14年2月1日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成14年10月25日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成15年3月12日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成16年4月1日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成16年4月16日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成16年9月28日 一部改正</p> <p style="text-align: center;">平成17年3月29日 一部改正</p> <p>第1～12条（略）</p> <p>（保険金の支払の請求）</p> <p>第13条 銀行は、約款第19条の規定に基づき保険金の支払を請求しようとするときは、別紙様式第13による輸出手形保険保険金請求書、別紙様式第14による保険金請求書添付書類一覧表、これに基づく添付書類及び別紙様式第15による経過概要説明書を本店等に提出するものとする。</p> <p>（保険金請求権の消滅時効の中断申請）</p> <p>第14条 銀行は、保険金請求権の消滅時効を中断しようとする場合には、<u>別紙様式第16</u>による輸出手形保険時効中断承認申請書を本店等に提出するものとする。</p> <p>（満期前の請求）</p> <p>第15条 銀行は、約款第21条の規定に基づき日本貿易保険の確認を求めるときは、<u>別紙様式第17</u>による輸出手形保険損失発生確認申請書に約款第4条に規定する</p>

事由の発生により満期までに支払を受けることができないことが事実であることを証する書類又は説明書類を添付し、本店等に提出するものとする。

(手形上の権利行使状況等報告)

第16条 銀行は、約款第26条第2項の規定に基づき権利行使義務の履行状況について報告するときは、別紙様式第19による輸出手形保険権利行使状況等報告書(以下「行使状況等報告書」という。)及び履行の状況を証する書類に別紙様式第4による送り状を添付し、保険金の支払の請求がなされた日(第3項に規定する権利行使の状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、権利行使の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日)から3月ごとに本店等に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず満期日から2年を経過した場合には、当該2年を経過した日以後で最初に行使状況等報告書を提出すべき日(次項に規定する権利行使の状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、権利行使の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日)から1年ごとに提出するものとする。

3 前2項にかかわらず、銀行が保険事故に係る債権の回収に関して状況の変化を知ったときは、行使状況等報告書を遅滞なく本店等に提出するものとする。

(権利行使の終了認定)

第17条 銀行は、約款第26条第1項に規定する認定を受けようとするときは、別紙様式第20による輸出手形保険権利行使終了認定申請書に、貿易保険共通運用規程(平成13年4月1日 01-制度 00058)に定める終了認定事由により権利を行使することができないことを証する書類(原則として、政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書等)を添付し、本店等に提出するものとする。

(回収金の納付)

第18条 銀行は、約款第26条第7項又は第8項の規定に基づき、回収した金額があることを通知するときは、別紙様式第21による輸出手形保険回収金納付通知書に

事由の発生により満期までに支払を受けることができないことが事実であることを証する書類又は説明書類を添付し、本店等に提出するものとする。

(手形上の権利行使状況等報告)

第16条 銀行は、約款第26条第2項の規定に基づき権利行使義務の履行状況について報告するときは、別紙様式第18による輸出手形保険権利行使状況等報告書(以下「行使状況等報告書」という。)及び履行の状況を証する書類に別紙様式第4による送り状を添付し、保険金の支払の請求がなされた日(第3項に規定する権利行使の状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、権利行使の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日)から3月ごとに本店等に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず満期日から2年を経過した場合には、当該2年を経過した日以後で最初に行使状況等報告書を提出すべき日(次項に規定する権利行使の状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、権利行使の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日)から1年ごとに提出するものとする。

3 前2項にかかわらず、銀行が保険事故に係る債権の回収に関して状況の変化を知ったときは、行使状況等報告書を遅滞なく本店等に提出するものとする。

(権利行使の終了認定)

第17条 銀行は、約款第26条第1項に規定する認定を受けようとするときは、別紙様式第19による輸出手形保険権利行使終了認定申請書に、貿易保険共通運用規程(平成13年4月1日 01-制度 00058)に定める終了認定事由により権利を行使することができないことを証する書類(原則として、政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書等)を添付し、本店等に提出するものとする。

(回収金の納付)

第18条 銀行は、約款第26条第7項又は第8項の規定に基づき、回収した金額があることを通知するときは、別紙様式第20による輸出手形保険回収金納付通知書に

回収納付金計算の基礎となるべき証拠書類を添付し、本店等に提出するものとする。

(回収に要した費用の請求)

第19条 銀行は、約款第26条第6項の規定に基づき回収義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求するときは、別紙様式第22による輸出手形保険回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、本店等に提出するものとする。

(権利行使等の委任)

第20条 被保険者は、約款第26条第4項又は第27条第3項の規定に基づき保険事故に係る債権について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、日本貿易保険が特に指示をした場合又は次項に該当する場合を除き、別紙様式第23による輸出手形保険権利行使等委任状(サービサー回収用)を本店等に提出するものとする。

2 被保険者は、約款第27条第1項又は第2項の申込みを受けた場合であって、保険事故に係る債権の行使を自ら行うことを希望する場合は、別紙様式第25による「合理的な理由」認定申請書を本店等へ提出し日本貿易保険の承認を得なければならない。

3 前項の承認を得た場合その他日本貿易保険が権利行使委任を受けていない場合であって、日本貿易保険がサービサー回収によらず自ら回収を行う必要がある場合には、被保険者から権利行使等の委任を受けることを申し込むことができ、被保険者は、別紙様式第24による輸出手形保険権利行使等委任状を本店等に提出するものとする。

(回収納付金の返還請求)

第21条 銀行は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第26による輸出手形保険回収納付金返還請求書に請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店等へ提出するものとする。

回収納付金計算の基礎となるべき証拠書類を添付し、本店等に提出するものとする。

(回収に要した費用の請求)

第19条 銀行は、約款第26条第6項の規定に基づき回収義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求するときは、別紙様式第21による輸出手形保険回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、本店等に提出するものとする。

(権利行使等の委任)

第20条 被保険者は、約款第26条第4項又は第27条第3項の規定に基づき保険事故に係る債権について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、日本貿易保険が特に指示をした場合又は次項に該当する場合を除き、別紙様式第22による輸出手形保険権利行使等委任状(サービサー回収用)を本店等に提出するものとする。

2 被保険者は、約款第27条第1項又は第2項の申込みを受けた場合であって、保険事故に係る債権の行使を自ら行うことを希望する場合は、別紙様式第24による「合理的な理由」認定申請書を本店等へ提出し日本貿易保険の承認を得なければならない。

3 前項の承認を得た場合その他日本貿易保険が権利行使委任を受けていない場合であって、日本貿易保険がサービサー回収によらず自ら回収を行う必要がある場合には、被保険者から権利行使等の委任を受けることを申し込むことができ、被保険者は、別紙様式第23による輸出手形保険権利行使等委任状を本店等に提出するものとする。

(回収納付金の返還請求)

第21条 銀行は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第25による輸出手形保険回収納付金返還請求書に請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店等へ提出するものとする。

附 則

この改正は、平成17年10月1日から実施する。

別表1

様式番号	提出書類	提出部数
1	・輸出手形保険保険契約申込書	1(1)
2	・支店等コードの変更登録等について	1(1)
3	・輸出手形保険荷為替手形買取通知書	1
	内容変更承認申請書	1(1)
	訂正・修正・取消依頼書	1
4	・送り状	1
5	・輸出手形保険内容変更説明書	1(1)
6	・輸出手形保険(決済/粹戻)通知書	1
7 - 1	・輸出手形保険保険目的等譲渡承認申請書	1(1)
7 - 2	・輸出手形保険保険目的等譲渡終了通知書	1(1)
8	・輸出手形保険損失発生通知書	1(1)
9	・輸出手形保険現地支払等説明書	1(1)
10	・輸出手形保険損失防止軽減費用負担請求書	1(1)
11	・輸出手形保険入金通知書	1(1)
12	・輸出手形保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書	1(1)
13	・輸出手形保険保険金請求書	1(1)
14	・保険金請求書添付書類一覧表	1
15	・経過概要説明書	1
<u>16</u>	<u>・輸出手形保険保険金請求経緯書(保険金請求額が300万円以下の案件)</u>	<u>1(1)</u>

別表1

様式番号	提出書類	提出部数
1	・輸出手形保険保険契約申込書	1(1)
2	・支店等コードの変更登録等について	1(1)
3	・輸出手形保険荷為替手形買取通知書	1
	内容変更承認申請書	1(1)
	訂正・修正・取消依頼書	1
4	・送り状	1
5	・輸出手形保険内容変更説明書	1(1)
6	・輸出手形保険(決済/粹戻)通知書	1
7 - 1	・輸出手形保険保険目的等譲渡承認申請書	1(1)
7 - 2	・輸出手形保険保険目的等譲渡終了通知書	1(1)
8	・輸出手形保険損失発生通知書	1(1)
9	・輸出手形保険現地支払等説明書	1(1)
10	・輸出手形保険損失防止軽減費用負担請求書	1(1)
11	・輸出手形保険入金通知書	1(1)
12	・輸出手形保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書	1(1)
13	・輸出手形保険保険金請求書	1(1)
14	・保険金請求書添付書類一覧表	1
15	・経過概要説明書	1

<u>17</u>	・輸出手形保険時効中断承認申請書	1
<u>18</u>	・輸出手形保険損失発生確認申請書	1 (1)
<u>19</u>	・輸出手形保険権利行使状況等報告書	1 (1)
<u>20</u>	・輸出手形保険権利行使終了認定申請書	1 (1)
<u>21</u>	・輸出手形保険回収金納付通知書	1 (1)
<u>22</u>	・輸出手形保険回収費用負担請求書	1 (1)
<u>23</u>	・輸出手形保険権利行使等委任状(サービサー回収用)	1 (1)
<u>24</u>	・輸出手形保険権利行使等委任状	1 (1)
<u>25</u>	・「合理的な理由」認定申請書	1 (1)
<u>26</u>	・輸出手形保険回収納付金返還請求書	1 (1)
その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による		

注：提出部数欄の( )内は、添付資料の数  
提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格のものとする。

別表2略

<u>16</u>	・輸出手形保険時効中断承認申請書	1
<u>17</u>	・輸出手形保険損失発生確認申請書	1 (1)
<u>18</u>	・輸出手形保険権利行使状況等報告書	1 (1)
<u>19</u>	・輸出手形保険権利行使終了認定申請書	1 (1)
<u>20</u>	・輸出手形保険回収金納付通知書	1 (1)
<u>21</u>	・輸出手形保険回収費用負担請求書	1 (1)
<u>22</u>	・輸出手形保険権利行使等委任状(サービサー回収用)	1 (1)
<u>23</u>	・輸出手形保険権利行使等委任状	1 (1)
<u>24</u>	・「合理的な理由」認定申請書	1 (1)
<u>25</u>	・輸出手形保険回収納付金返還請求書	1 (1)
その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による		

注：提出部数欄の( )内は、添付資料の数  
提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格のものとする。

別表2略